

「量子医学・医療部門規制支援審議会の設置について」 新旧対照表

新	旧	備考
<p data-bbox="197 304 842 336"><u>量子医学・医療部門規制支援審議会の設置について</u></p> <p data-bbox="622 400 1003 576">平成 29 年 4 月 1 日 29 放（規則）3 号 最終改正 平成 31 年 4 月 1 日 31 医（規則）第 4 号</p> <p data-bbox="159 639 297 671">（設置目的）</p> <p data-bbox="143 687 999 911">第 1 条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務のうち、原子力規制委員会がその業務を共管する<u>量子医学・医療部門</u>（以下「<u>部門</u>」という。）が実施する規制関連研究等の中立性・透明性を確保するため、<u>量子医学・医療部門規制支援審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="159 975 353 1007">（審議会の任務）</p> <p data-bbox="143 1023 999 1150">第 2 条 審議会は、<u>部門</u>が実施する規制関連研究等が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について審議する。</p> <p data-bbox="159 1214 353 1246">（審議会の組織）</p> <p data-bbox="143 1262 999 1390">第 3 条 審議会は、<u>量子医学・医療部門長</u>（以下「<u>部門長</u>」という。）が審議に必要な見識を有するものとして委嘱する外部委員をもって構成する。</p> <p data-bbox="174 1406 869 1437">2 審議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。</p>	<p data-bbox="1122 304 1794 336"><u>放射線医学総合研究所規制支援審議会の設置について</u></p> <p data-bbox="1630 400 1890 480">平成 29 年 4 月 1 日 29 放（規則）3 号</p> <p data-bbox="1048 639 1187 671">（設置目的）</p> <p data-bbox="1028 687 1883 911">第 1 条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務のうち、原子力規制委員会がその業務を共管する<u>放射線医学総合研究所</u>（以下「<u>放医研</u>」という。）が実施する規制関連研究等の中立性・透明性を確保するため、<u>放射線医学総合研究所規制支援審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="1048 975 1243 1007">（審議会の任務）</p> <p data-bbox="1028 1023 1883 1150">第 2 条 審議会は、<u>放医研</u>が実施する規制関連研究等が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について審議する。</p> <p data-bbox="1048 1214 1243 1246">（審議会の組織）</p> <p data-bbox="1028 1262 1883 1390">第 3 条 審議会は、<u>放射線医学総合研究所長</u>（以下「<u>所長</u>」という。）が審議に必要な見識を有するものとして委嘱する外部委員をもって構成する。</p> <p data-bbox="1064 1406 1758 1437">2 審議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。</p>	<p data-bbox="1912 448 2114 480">最終改正の更新</p> <p data-bbox="1912 687 2085 719">組織改編反映</p> <p data-bbox="1912 1023 1973 1054">同上</p> <p data-bbox="1912 1262 1973 1294">同上</p>

<p>(委員の任期) 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(委員会の開催) 第5条 委員長は1年に1回以上審議会を開催する。 2 委員長に事故がある場合又は審議会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。</p> <p>(審議内容の報告) 第6条 委員長は、審議会で審議した事項のうち、特に重要な内容に関して、<u>部門長</u>に報告しなければならない。 2 委員長は、審議会で審議し決定した事項のうち、<u>部門</u>の運営において改善が必要と認められる内容に関して、部門長に助言又は勧告することができる。</p> <p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>研究企画部研究企画グループ</u>が行う。</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>(委員の任期) 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(委員会の開催) 第5条 委員長は1年に1回以上審議会を開催する。 2 委員長に事故がある場合又は審議会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。</p> <p>(審議内容の報告) 第6条 委員長は、審議会で審議した事項のうち、特に重要な内容に関して、<u>所長</u>に報告しなければならない。 2 委員長は、審議会で審議し決定した事項のうち、<u>放医研</u>の運営において改善が必要と認められる内容に関して、所長に助言又は勧告することができる。</p> <p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>放医研研究企画室</u>が行う。</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>同上</p> <p>部署名変更</p>
--	--	------------------------